



第 32 回原子力委員会
資料第 4-1 号

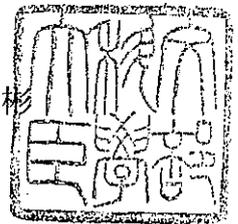
16 学文科科第 960 号

平成 17 年 8 月 8 日

原子力委員会委員長 殿

文部科学大臣

中山 成 彬



京都大学原子炉実験所の原子炉の設置変更
(臨界実験装置の変更) について (諮問)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (以下「法」という。) 第 26 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人京都大学 京都大学総長 尾池和夫から平成 16 年 6 月 30 日付け京大研研 2 第 63-1 号 (平成 17 年 3 月 16 日付け京大研研 2 第 177-1 号、平成 17 年 5 月 24 日付け京大研研 2 第 10-1 号及び平成 17 年 7 月 26 日付け京大研研 2 第 33-1 号をもって一部補正) をもって申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第 26 条第 4 項において準用する法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号 (経理的基礎に係る部分に限る。) に規定する基準に適合しているものと認められるので、法第 26 条第 4 項において準用する法第 24 条第 2 項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求める。



(別紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する承認の基準への適合について

本申請に係る変更は、京都大学原子炉実験所の原子炉（臨界実験装置）におけるその他原子炉の附属施設の構造及び設備のうち、主要な実験設備の構造に中性子発生設備を追加し、あわせて安全保護回路の改造を行うものである。

1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本申請については、

- ・原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・使用済燃料の処分の方法を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請については、

- ・平成14年～18年度文部科学省革新的原子力システム技術開発提案公募事業「FFAG加速器を用いた加速器駆動未臨界炉に関する技術開発」を進めるためであること
- ・原子力科学技術の多様な展開としての革新的原子力システムの技術開発は、「21世紀を展望すると、次世代軽水炉とともに、高い経済性と安全性をもち熱利用等の多様なエネルギー供給や原子炉利用の普及に適した革新的な原子炉が期待される。このため、炉の規模や方式にとらわれず多様なアイデアの活用留意しつつ、国、産業界及び大学が協力して革新的な原子炉の研究開発についての検討を行うことが必要である。」とする、我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画の方針に沿ったものであること
- ・使用済燃料の処分の方法を変更するものではないこと

から、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更に必要なとされる資金は、文部科学大臣が認可した国立大学法人京都大学中期計画の平成16年度～平成21年度資金計画に基づき、京都大学経費の平成17年度予算をもって充当する計画としている。

このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎があるものと認められる。